（別紙１）

**登録特定行為事業者（登録喀痰吸引等事業者）について**

**１　定義**

　・登録特定行為事業者

自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務を行う事業者として、県が登録した事業者。

　・登録喀痰吸引等事業者

自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等（介護福祉士が行うものに限る。）の業務を行う事業者として、県が登録した事業者。喀痰吸引等の業務を安全に実施するため、基本研修又は医療的ケアを修了しており、実地研修を修了していない介護福祉士に対して実地研修の実施義務がある。

登録喀痰吸引等事業者の登録にあたっては、登録特定行為事業者の登録基準のほか、介護福祉士への実地研修実施方法の規程が必要となる。

**２　介護職員等が喀痰吸引を実施するまでの流れ**

＜登録特定行為事業者＞　　　　　　　　　＜登録喀痰吸引等事業者＞

基本研修又は医療的ケアを修了している**介護福祉士**

基本研修又は医療的ケアを修了していない介護福祉士、ヘルパー、無資格者

県(委託)又は登録研修機関による喀痰吸引等研修の実施（基本研修及び実地研修）

登録研修機関又は就業先である**「登録喀痰吸引等事業者」**による実地研修の実施

（※注）

１）

県(委託)又は登録研修機関による研修修了書の発行

登録研修機関又は登録喀痰吸引等事業者による研修修了書の発行

県による認定特定行為業務従事者認定証の発行

（公財）社会福祉振興・試験センターに実地研修を修了した喀痰吸引等研修等行為の登録申請（登記簿付記）

就業している事業者が**「登録特定行為事業者」**の登録又は「登録特定行為事業者」の変更（従事者の追加）

就業している事業者が「登録喀痰吸引等事業者」の変更届（従事者の追加）

喀痰吸引等の実施

（**介護福祉士として**）

喀痰吸引等の実施

（**認定特定行為業務従事者として**）

（注）

・実地研修の実施にあたっては、当該介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了している事を、喀痰吸引等研修修了書又は卒業証明書等で各事業所が確実に確認した上で、「喀痰吸引等研修実施要綱」（平成24年３月30日社援発0330第40号厚生労働省通知）に基づき、適切に実施すること。

**３　登録特定行為事業者（登録喀痰吸引等事業者）**

　・登録申請書（様式１－１）

　・介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式１－２）

・社会福祉士及び介護福祉士法第４８条の４各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式１－３）

・登録適合書類（様式１－４）

　※様式は鳥取県のホームページにも掲載しています。

（長寿社会課）<http://www.pref.tottori.lg.jp/178630.htm>

（障がい福祉課）http://www.pref.tottori.lg.jp/item/661486.htm#itemid661486

※既に登録特定行為事業者として登録している事業者が、新たに登録喀痰吸引等事業者として登録申請する場合は、登録特定行為事業者の登録申請で提出している添付書類は省略出来ます。